

改正後	改正前
<p>県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱</p>	<p>県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱</p>
<p style="text-align: right;">制定 平成2年3月29日 改正 平成5年1月18日 平成8年6月14日 平成10年3月9日 平成13年4月1日 平成21年4月1日 平成25年3月1日 平成28年3月3日 令和3年8月1日 令和5年5月1日 <u>令和8年4月1日</u></p> <p>(事前協議)</p> <p>第4条 排出事業者は、県外産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して県内搬入処理しようとする場合には、あらかじめ排出事業場ごとに別記様式第1号により厚生環境事務所長へ事前協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物性状表（別記様式第2号）</p> <p>(2) 分析証明書の写し（国、地方公共団体又は計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく登録を受けた者が、6か月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書）</p> <p>(3) 県内搬入処理する産業廃棄物の<u>カラー写真</u></p> <p>(4) 関係する処理業者の法に基づく許可証の写し</p> <p>(5) 県内搬入処理に係る<u>処理委託契約書の写し</u></p> <p><u>3 前項(2)の分析証明書の写しは、別表の項目について添付することとする。</u> <u>ただし、厚生環境事務所長は、排出事業場の排出工程や処分業者の処分方法等の状況に応じて、これを加減することができる。</u></p>	<p style="text-align: right;">制定 平成2年3月29日 改正 平成5年1月18日 平成8年6月14日 平成10年3月9日 平成13年4月1日 平成21年4月1日 平成25年3月1日 平成28年3月3日 令和3年8月1日 令和5年5月1日</p> <p>(事前協議)</p> <p>第4条 排出事業者は、県外産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して県内搬入処理しようとする場合には、あらかじめ排出事業場ごとに別記様式第1号により厚生環境事務所長へ事前協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物性状表（別記様式第2号）</p> <p>(2) 分析証明書の写し（国、地方公共団体又は計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく登録を受けた者が、6か月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書）</p> <p>(3) 県内搬入処理する産業廃棄物の写真</p> <p>(4) 関係する処理業者の法に基づく許可証の写し</p> <p>(5) 県内搬入処理に係る<u>関係者の役割等が記載された書面（委託契約書の写し又は確約書）</u></p>

(優良認定業者への搬入処理に対する特例)

第11条 排出事業者は、県外産業廃棄物の収集運搬又は処分を優良認定業者に委託して県内搬入処理する場合には、第4条第1項の規定に基づく事前協議において添付することとされた第4条第2項各号に定める書類のうち、次の書類を省略することができるものとする。ただし、これを省略することが適当でないとする相当な理由があると厚生環境事務所長が認める場合を除く。

- (1) 県外産業廃棄物の収集運搬を優良認定業者に委託する場合
当該業者に係る第4条第2項第4号
- (2) 県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託する場合
第4条第2項第1号から第3号まで、当該業者に係る第4号
- (3) 県外産業廃棄物の収集運搬及び処分を優良認定業者に委託する場合
第4条第2項第1号から第4号まで

2 前項の規定は第6条第1項の規定に基づく変更の事前協議について準用する。

3 排出事業者が、県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託して県内搬入処理する場合には、産業廃棄物の性状等の報告に係る第8条第1項の規定を適用しないものとする。ただし、これを省略することが適当でないとする相当な理由があると厚生環境事務所長が認める場合を除く。

附 則 (令和8年4月1日改正)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したもの及び事前協議中のものとみなす。

(優良認定業者への搬入処理に対する特例)

第11条 排出事業者は、県外産業廃棄物の収集運搬又は処分を優良認定業者に委託して県内搬入処理する場合には、第4条第1項の規定に基づく事前協議において添付することとされた第4条第2項各号に定める書類のうち、次の書類を省略することができるものとする。

- (1) 県外産業廃棄物の収集運搬を優良認定業者に委託する場合
当該業者に係る第4条第2項第4号
- (2) 県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託する場合
第4条第2項第1号から第3号まで、当該業者に係る第4号
- (3) 県外産業廃棄物の収集運搬及び処分を優良認定業者に委託する場合
第4条第2項第1号から第4号まで

2 前項の規定は第6条第1項の規定に基づく変更の事前協議について準用する。

3 排出事業者が、県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託して県内搬入処理する場合には、産業廃棄物の性状等の報告に係る第8条第1項の規定を適用しないものとする。

別表（第4条関係）

	有害物質の種類	ばいじん	燃え殻	灰塵	汚泥、 廃酸、 廃アルカリ	産業廃 棄物処 理物
1	水銀又はその化合物 *1)	○		○	○	○
2	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○
3	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○
4	有機燐化合物				○	○
5	六価クロム化合物	○	○	○	○	○
6	砒素又はその化合物	○	○	○	○	○
7	シアン化合物				○	○
8	PCB				○	○
9	トリクロロエチレン				○	○
10	テトラクロロエチレン				○	○
11	ジクロロメタン				○	○
12	四塩化炭素				○	○
13	1, 2-ジクロロエタン				○	○
14	1, 1-ジクロロエチレン				○	○
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○
16	1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○
17	1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○
18	1, 3-ジクロロプロペン				○	○
19	チウラム				○	○
20	シマジン				○	○
21	チオベンカルブ				○	○
22	ベンゼン				○	○
23	セレン又はその化合物	○	○	○	○	○
24	1, 4-ジオキサン	○			○	○
25	ダイオキシン類	○	○		○ *2)	○ *2)

備考
 排出源にかかわらず、産業廃棄物の種類ごとに表中○印のある項目を分析対象とする
 (*2を除く)。
 *1) 水銀又はその化合物の分析結果が0.0005mg/L未満でない場合は、アルキル水銀化合物の分析を要する。
 *2) 汚泥、廃酸、廃アルカリ及び産業廃棄物処理物におけるダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2の1号から17号に掲げる施設が排出源であるもの及びその処理物である場合に対象とする。